

もっと身近に

法曹三者寄稿

松山地検検事正

山口 敬之さん

起訴か不起訴か

常に世間意識 悩み抜く

今日は憲法記念日です。憲法には国の在り方や国民の権利などが書かれています。法律は国家が「作り」「国民」に守らせるという色合いが強い法ですが、憲法は正対で、「国家」を「作り」「国民」に守らせるという色合いが強い法です。

国家の一部である私たち検察も、犯罪と戦って正義を表現するため、孫悟空にながらに日々大立ち回りをしていますが、憲法というお釈迦（じゃか）様の手のひらを越えることはできません。すなわち、検察はたとえ罪を犯した人を処罰するためであっても、法律が定める手続きに従わなければならないものであります（憲法31条）。裁判官が出した令

状がなければ容疑者の逮捕も家宅捜索もできません（同33条、35条、ただし、目の前で犯罪が行われた場合などの例外はあります）。容疑者に自由や不都合な供述を強要できません（同38条1項）。拷問などごとのほか（同38条2項）など、お釈迦様の指はまだまだあって、到底5本では足りません。



松山地検の山口敬之検事正

そして孫悟空は頭の輪っかも大の苦手です。三蔵法師が呪文を唱えろやキリキリと頭を締め付けろあの輪っかですわ。検察に対してこの役割を果たすのが検察審査会です。検察官が不起訴処分をする、すなわち、容疑者を裁判にかけないこと、決めると、（）に限られた例外を除き、誰も容疑者を処

罰できなくなりません。検察審査会では、国民から抽選で選ばれた11人の検察審査員が、この不起訴処分を審査するのです。

検察官は、容疑者が犯人ではないと分かっていたときはもちろん、十分な証拠がないときや、証拠は十分だけれど許した方がよいと考えられるときにも不起訴処分をします。証拠が十分かどうか、許して良いかどうか。検察官は過去の裁判例や被害の大きさ、弁償や被害者の御意見、容疑者の反省や今後再び罪を犯す恐れがないかなどを考え、上司と議論を繰り返して、悩み抜いて処分しています。

しかしいくら検討を重ねても、検察官の不起訴処分は、結局は国民の目の届かない場所での処分です。その処分が世間の多くの方々の感覚から離れたものとなりがねない危険が常につきまといまいます。そこでこのような検察官の処分が、世間の多くの方々に受け入れられるかどうかを検察審査会が審査するのです。

私たち検察は、いかなる処分をするときにも、世間の多くの方々に受け入れられるかどうかを常に考えています。検察権は検察のものではなく、世間の多くの方々からお預かりしたものであるからです。ですから検察審査会から「不起訴処分には疑問がある（不起訴不当）」あるいは「裁判にかけべきだ（起訴相当）」という判断を頂いたら、その理由を熟慮したリレーエッセーを紹介する。今回は10月掲載予定。

では捜査をやり直しながらも、結局は国民の目の届かない場所での処分です。そして「不起訴処分は正しい（不起訴相当）」という判断を頂くと、自分たちは世間の多くの方々に受け入れられる処分をしたという安心感に包まれます。このように私たち検察が世間の多くの方々の感覚から離れないよう審査してくださる検察審査会は、私たち検察にとって頼もしい存在なのです。孫悟空は、頭の輪っかをただ苦手にしていたわけではなく、案外頼もしく思っていたのかもしれない。

◇ 憲法週間と法の日週間に合わせ司法を身近に感じてもらうべく、松山地検・家裁所長と松山地検検事正、愛媛弁護士会長から寄稿されたリレーエッセーを紹介する。今回は10月掲載予定。